鳥取市在宅人工呼吸器使用患者支援事業事務取扱要領

第１　目的

鳥取市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第７に基づき、鳥取市在宅人工呼吸器使用患者支援事業（以下「事業」という。）実施のための事務手続きを定め、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

第２　対象者の決定

（１）実施要綱第３の対象患者で訪問看護を受けようとする患者等は、鳥取市在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書（様式１号。以下「申請書」という。）により、鳥取市長へ申請するものとする。

（２）申請書には、訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書（様式２号）及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。様式第３号）を添付しなければならない。

（３）上記（１）、（２）の書類は、この事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関がとりまとめて提出するものとして差し支えないこととする。

（４）鳥取市長は、上記（１）の申請に対し可否を決定したときは、その結果を申請者、訪問看護ステーション等医療機関、主治医及び鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長に通知するものとする。

（５）本事業の対象者の決定の効力は、当該対象者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第７条に規定する医療受給者証及び特定疾患治療研究事業実施要領第１０の１に規定する特定疾患医療受給者証の有効期間内に限るものとする。

（６）平成２７年３月３１日以前に在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の申請に基づき対象者として認められた者については、引き続き本事業の対象者としても差し支えないこと。

第３　実施方法

（１）鳥取市長は、あらかじめ訪問看護ステーション等医療機関に対して本事業の実施への協力を依頼するとともに、本事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関と委託契約を締結して行うものとする。

（２）本事業による訪問看護の回数は、原則として対象患者一人に対して１週間につき５回を限度とする。ただし、患者の病状等の状況により特に必要と認められる場合は、年間260 回の範囲内で１週間につき5 回を超える訪問看護を行うことができる。

（３）この事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書（様式２号）及び訪問看護計画書（様式３号）をあらかじめ鳥取市長に提出しなければならない

第４　報告

（１）訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の鳥取市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書（様式４号）を鳥取市長に提出するものとする。

（２）鳥取市長は、上記（１）の実績報告書の提出があったときは、速やかにその写し

を鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長へ送付するものとする。

第５　経費の請求等

（１）この事業により行った訪問看護指示及び訪問看護の費用の請求については、訪問看護ステーション等医療機関が当該月分を取りまとめ、請求書（様式５号及び様式６号）を翌月１０日までに鳥取市長へ提出することにより行うものとする。

（２）鳥取市長は、上記（１）により適正な請求書の提出を受けたときは、受理した日から３０日以内にその費用を支払うものとする。

附 則

この要領は平成３０年４月１日から施行する。